

(茨城県常総市)

対象資産	概要	根拠法令	市税条例	取得時期	適用期間	特例割合	対象固定資産		
							土地	家屋	償却資産
家庭的保育事業施設	家庭的保育事業(利用定員5人以上)の用に直接供するもの	地方税法第349条の3第27項	市税条例第62条の2第1項	-	-	1/2		○	○
居宅訪問型保育事業施設	居宅訪問型保育事業(利用定員制限なし)の用に直接供するもの	地方税法第349条の3第28項	市税条例第62条の2第2項	-	-	1/2		○	○
事業所内保育事業施設	事業所内保育事業(利用定員5人以上)の用に直接供するもの	地方税法第349条の3第29項	市税条例第62条の2第3項	-	-	1/2		○	○
公共の危害防止施設等 (汚水又は廃液の処理施設)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置等	地税法附則第15条第2項第1号	市税条例第12条の2第1項	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	-	1/2			○
公共の危害防止施設等 (下水道除外施設)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置、中和装置等	地税法附則第15条第2項第5号	市税条例第12条の2第2項	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31	-	4/5			○
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び都市利便向上施設 (都市再生緊急整備地域)	(公共施設) 公園、広場等 (都市利便向上施設) 緑化施設、通路	地税法附則第15条第14項	市税条例第12条の2第3項	R5. 4. 1 ～ R8. 3. 31	5年度	3/5		○	○

(茨城県常総市)

対象資産	概要	根拠法令	市税条例	取得時期	適用期間	特例割合	対象固定資産		
							土地	家屋	償却資産
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び都市利便向上施設 (特定都市再生緊急整備地域)	(公共施設)公園、広場等 (都市利便向上施設)緑化施設、 通路	地税法附則第15条第14項ただし書き	市税条例第12条の2第3項	R5.4.1 ～ R8.3.31	5年度	1/2		○	○
津波対策に供する施設	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設	地税法附則第15条第21項	市税条例第12条の2第4項	H28.4.1 ～ R10.3.31	4年度	1/2			○
津波防災に係る指定避難施設避難用部分	施設の屋上、階段等	地税法附則第15条第22項第1号	市税条例第12条の2第5項	H30.4.1 ～ R9.3.31	5年度	2/3		○	○
津波防災に係る管理協定の協定避難用部分	管理協定に定められた協定避難用部分 (既存施設)	地税法附則第15条第22項第2号	市税条例第12条の2第6項	H30.4.1 ～ R9.3.31	5年度	1/2		○	○
津波防災に係る管理協定の協定避難用部分	管理協定に定められた協定避難用部分 (建設予定施設又は建設中の施設)	地税法附則第15条第22項第3号	市税条例第12条の2第7項	H30.4.1 ～ R9.3.31	5年度	1/2		○	○
指定避難施設に附属する避難用償却資産	誘導灯、誘導標識等	地税法附則第15条第23項第1号	市税条例第12条の2第8項	指定日以後	5年度	2/3			○

(茨城県常総市)

対象資産	概要	根拠法令	市税条例	取得時期	適用期間	特例割合	対象固定資産		
							土地	家屋	償却資産
協定避難施設に附属する避難用償却資産	誘導灯、誘導標識等	地税法附則第15条第23項第2号	市税条例第12条の2第9項	締結日以後	5年度	1/2			○
特定太陽光発電設備	太陽光発電設備 (発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	地税法附則第15条第25項第1号イ	市税条例第12条の2第10項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	2/3			○
特定風力発電設備	風力発電設備 (発電規模20キロワット以上の発電設備)	地税法附則第15条第25項第1号ロ	市税条例第12条の2第11項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	2/3			○
特定地熱発電設備	地熱発電設備 (発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	地税法附則第15条第25項第1号ハ	市税条例第12条の2第12項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	2/3			○
特定バイオマス発電設備	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット以上20,000キロワット未満の発電設備)	地税法附則第15条第25項第1号ニ	市税条例第12条の2第13項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	2/3			○
特定バイオマス発電設備	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット以上20,000キロワット未満の発電設備で木竹及び農産物の収穫によるもの)	地税法附則第15条第25項第2号	市税条例第12条の2第14項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	6/7			○

対象資産	概要	根拠法令	市税条例	取得時期	適用期間	特例割合	対象固定資産		
							土地	家屋	償却資産
特定太陽光発電設備	太陽光発電設備 (発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	地税法附則第15条第25項第3号イ	市税条例第12条の2第15項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	3/4			○
特定風力発電設備	風力発電設備 (発電規模20キロワット未満の発電設備)	地税法附則第15条第25項第3号ロ	市税条例第12条の2第16項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	3/4			○
特定水力発電設備	水力発電設備 (発電規模5,000キロワット以上の発電設備)	地税法附則第15条第25項第3号ハ	市税条例第12条の2第17項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	3/4			○
特定水力発電設備	水力発電設備 (発電規模5,000キロワット未満の発電設備)	地税法附則第15条第25項第4号イ	市税条例第12条の2第18項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	1/2			○
特定地熱発電設備	地熱発電設備 (発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	地税法附則第15条第25項第4号ロ	市税条例第12条の2第19項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	1/2			○
特定バイオマス発電設備	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット未満の発電設備)	地税法附則第15条第25項第4号ハ	市税条例第12条の2第20項	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度	1/2			○

(茨城県常総市)

対象資産	概要	根拠法令	市税条例	取得時期	適用期間	特例割合	対象固定資産		
							土地	家屋	償却資産
浸水防止用施設	防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機	地税法附則第15条第28項	市税条例第12条の2第21項	H29.4.1 ～ R8.3.31	5年度	2/3			○
都市緑地法の認定計画に係る市民緑地	緑地保全・緑化推進法人が設置した一定の市民緑地の用に供する土地	地税法附則第15条第32項	市税条例第12条の2第22項	H29.6.15 ～ R7.3.31	3年度	2/3	○		
浸水被害軽減地区内の土地	水防法に指定された浸水被害軽減地区内にある土地	地税法附則第15条第37項	市税条例第12条の2第23項	R2.4.1 ～ R8.3.31	3年度	2/3	○		
一体型滞在快適性等向上事業に供する施設	官民一体で近接または隣接した区域の滞在快適性等向上施設等の整備又は管理に関する事業等	地税法附則第15条第38項	市税条例第12条の2第24項	R6.4.1 ～ R8.3.31	5年度	1/2	○	○	○
雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定計画に基づき設置した一定の雨水貯留浸透施設	地税法附則第15条第41項	市税条例第12条の2第25項	R3.11.1 ～ R9.3.31	-	1/3			○
貯留機能保全区域	特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地	地税法附則第15条第42項	市税条例第12条の2第26項	R4.4.1 ～ R7.3.31	3年度	3/4	○		

(茨城県常総市)

対象資産	概要	根拠法令	市税条例	取得時期	適用期間	特例割合	対象固定資産		
							土地	家屋	償却資産
サービス付き高齢者向け賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅	地税法附則第15条の8第2項	市税条例第12条の2第27項	H27. 4. 1 ～ R7. 3. 31	5年度	2/3		○	
マンション	改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすもので、長寿命化に資する一定の大規模修繕をおこなったマンション	地税法附則第15条の9の3第1項	市税条例第12条の2第28項	R5. 4. 1 ～ R7. 3. 31施工分	1年度	1/3		○	